証券コード 3103

ユニチカ株式会社

# 第211回 定時株主総会 招集ご通知

**日時**
2021年６月29日（火曜日）
午前10時（開場：午前９時）

**場所**
大阪市中央区備後町二丁目５番８号
日本綿業倶楽部（綿業会館）
新館７階大会議室
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/）に掲載いたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネットによる事前の議決権行使を推奨いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

## 決議事項

**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　取締役８名選任の件
**第３号議案**　監査役１名選任の件
**第４号議案**　補欠監査役１名選任の件

## 目次


第211回定時株主総会招集ご通知……P. 1
株主総会参考書類……P. 6
事業報告……P.20
連結計算書類……P.36
計算書類……P.38
監査報告……P.40


UNITIKA
We Realize It!

証券コード　3103
2021年６月７日

株　主　各　位

大阪市中央区久太郎町四丁目１番３号
ユニチカ株式会社
代表取締役
社　　長　上　埜　修　司

# 第211回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第211回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネットによる事前の議決権行使を推奨いたします。**

**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月28日（月曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

**［書面による議決権行使の場合］**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

**［インターネットによる議決権行使の場合］**

４頁から５頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）にアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

記

**1．日　　時**　2021年６月29日（火曜日）　午前10時（開場：午前９時）

**2．場　　所**　大阪市中央区備後町二丁目５番８号
日本綿業倶楽部（綿業会館）新館７階大会議室

**3．会議の目的事項**

**報 告 事 項**　1．第211期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第211期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

**決 議 事 項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　取締役８名選任の件
**第３号議案**　監査役１名選任の件
**第４号議案**　補欠監査役１名選任の件

**4．議決権の行使に関する事項**

(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱うものといたします。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものといたします。

以　上

＜株主様へのお願い＞

・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/）より、発信情報をご確認くださいますよう併せてお願い申し上げます。
・ご来場される場合には、アルコール消毒液の使用、マスク着用などご自身及び周囲への感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。なお、マスクをご着用いただけない場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
・受付前に体温を測定させていただき発熱が確認された株主様及び会場にて体調不良と見受けられる株主様には、係員がお声掛けしてご入場をお控えいただくことがございます。
・役員及び係員は、マスク着用で応対させていただきます。

---

・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/）に掲載しておりますので添付書類には記載しておりません。監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載している「業務の適正を確保するための体制」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」となります。
・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
・事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/）に掲載させていただきます。



# インターネットによる議決権行使のご案内

**行使期限**

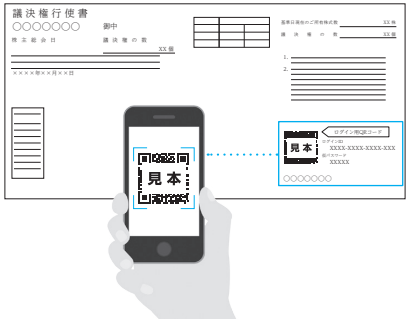
**2021年6月28日（月曜日）**
**午後6時００分入力完了分まで**

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

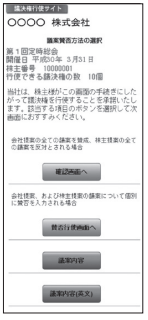
**1** 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。




**2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、次頁の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。




※議決権行使書用紙はイメージです。

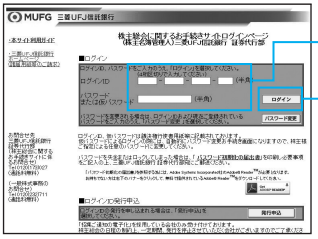
書面とインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱うものといたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものといたします。

# ログインID・仮パスワードを入力する方法

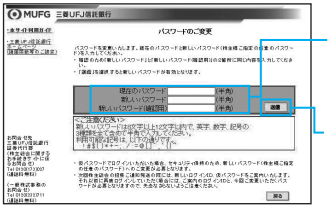
議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

**1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

**2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。




**3** 新しいパスワードを登録する。




**4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

**三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク**
**0120－173－027**
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

## 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　剰余金の処分の件

当社グループは、昨年５月に公表しました中期経営計画「G－ＳＴＥＰ３０　１ｓｔ（ジーステップ・サーティ ～ファースト）」に沿って成長ステージに向けた基盤強化を行っておりますが、当期中の事業環境の変化及び期末の財務状況を踏まえ、誠に遺憾ながら普通株式につきましては無配とさせていただき、優先株式につきましては、発行時に定めた所定の計算による配当を実施いたしたいと存じます。

なお、優先株式に対する配当につきましては、その他利益剰余金を原資として、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　①　Ａ種種類株式　１株につき金12,000円　　総額金260,880,000円
　②　Ｂ種種類株式　１株につき金23,740円　　総額金　60,750,660円

(3) 剰余金の配当の効力が生じる日
　2021年６月30日

## 第２号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（６名）は任期満了となりますので、経営体制強化のため２名増員（社外取締役１名の増員を含む。）し、取締役８名（うち社外取締役３名）の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位および担当 | 取締役会出席状況 |
|---|---|---|---|
| 1 | 注連 浩行（しめ ひろゆき）<br>再任 | 代表取締役会長 | 100%（17/17回） |
| 2 | 上埜 修司（うえの しゅうじ）<br>再任 | 代表取締役社長執行役員<br>監査室担当 | 100%（17/17回） |
| 3 | 鷲見 英二（すみ えいじ）<br>再任 | 取締役常務執行役員<br>管理本部長 | 100%（14/14回） |
| 4 | 北野 正和（きたの まさかず）<br>新任 | 常務執行役員<br>技術開発本部長 兼 技術開発企画室長　生産統括管掌 | ― |
| 5 | 松田 常俊（まつだ つねとし）<br>新任 | 上席執行役員<br>高分子事業本部長　グローバル推進管掌　東京駐在 | ― |
| 6 | 古川 実（ふるかわ みのる）<br>再任 社外 独立 | 取締役（社外） | 100%（17/17回） |
| 7 | 太田 道彦（おおた みちひこ）<br>再任 社外 独立 | 取締役（社外） | 100%（17/17回） |
| 8 | 石川 路子（いしかわ のりこ）<br>新任 社外 独立 | | ― |

（注）　鷲見英二氏の取締役会出席状況は、2020年６月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | <br>注連 浩行<br>(1952年2月10日生)<br>再任 | 1975年4月　当社入社<br>2008年6月　取締役上席執行役員<br>2012年7月　取締役常務執行役員<br>2014年6月　代表取締役社長執行役員<br>2019年6月　代表取締役会長（現任） | 41,734株 |
| | ＜取締役候補者とした理由＞<br>注連浩行氏は、高分子事業、経営企画、国際事業などで要職を歴任し、代表取締役社長として経営手腕を発揮、2019年6月に代表取締役会長に就任後は、取締役会議長として、豊富な知見を基に意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行ってきました。<br>当社は、同氏の実績を評価するとともに、引き続き当社グループの持続的成長と企業価値向上に向けて、経営に係る指導、監督、支援及び助言を行うなど重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 2 | <br>上埜修司<br>(1957年12月８日生)<br>再任 | 1983年４月　当社入社<br>2012年６月　取締役執行役員<br>2012年７月　取締役上席執行役員<br>2015年４月　取締役常務執行役員<br>2015年６月　代表取締役常務執行役員<br>2019年６月　代表取締役社長執行役員（現任）<br>（現在の担当）<br>監査室担当 | 22,992株 |
| | ＜取締役候補者とした理由＞<br>上埜修司氏は、研究開発、事業部門、経営企画などで要職を歴任し、現場に精通した豊富な経験、深い知識と高い専門能力に加え、構造改革、ポートフォリオ改革の完了に関わるなど、幅広い業務経験と見識があり、2019年６月からは、代表取締役社長として、強いリーダーシップを発揮してきました。<br>当社は、同氏の実績を評価するとともに、引き続き幅広い経験と高い知見を活かし、中期経営計画の着実な遂行など当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | <br>鷲見英二<br>(1961年8月27日生)<br>再任 | 1984年4月 ㈱三和銀行（現㈱三菱ＵＦＪ銀行）入行<br>2013年6月 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行（現㈱三菱ＵＦＪ銀行）執行役員コンプライアンス統括部長兼㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ執行役員コンプライアンス統括部部付部長<br>2015年6月 三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング㈱取締役専務執行役員<br>2020年4月 当社顧問（常勤）<br>2020年6月 取締役常務執行役員（現任）<br>（現在の担当）<br>管理本部長 | 1,405株 |

＜取締役候補者とした理由＞

鷲見英二氏は、金融、財務、コンプライアンスに関する業務経験、専門知識に加え、シンクタンク・コンサルティングファームの取締役を務めるなど幅広い経験と高い知見を有し、2020年６月からは、当社の取締役常務執行役員として管理部門を統括し、業務執行を適切に行ってきました。

当社は、同氏の実績を評価するとともに、引き続き幅広い経験と高い知見を活かし、中期経営計画の着実な遂行など当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としました。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 4 | <br>北野（きたの）　正和（まさかず）<br>（1960年3月17日生）<br>新任 | 1985年4月　当社入社<br>2007年8月　日本エステル㈱岡崎工場技術部長<br>2012年1月　同社岡崎工場製造部長<br>2013年7月　当社岡崎事業所長兼日本エステル㈱代表取締役社長<br>2015年4月　執行役員　技術開発本部長兼技術開発企画室長<br>2017年4月　執行役員　技術開発本部長兼技術開発企画室長兼中央研究所長<br>2018年4月　上席執行役員　技術開発本部副本部長兼中央研究所長<br>2019年4月　上席執行役員　技術開発本部長兼中央研究所長<br>2020年4月　常務執行役員　技術開発本部長兼技術開発企画室長<br>2021年4月　常務執行役員　技術開発本部長兼技術開発企画室長　生産統括管掌（現任） | 9,097株 |
| | ＜取締役候補者とした理由＞<br>北野正和氏は、製造、研究開発に長年携わり、技術開発本部長や中央研究所長に加え、主要グループ会社社長などの要職を歴任し、当社グループの製造・研究開発において幅広い経験と高い知見を有しております。<br>当社は、同氏がこれらの経験、知見を活かし、経営の監督に加え、技術開発、生産統括に関する業務執行を通じ、当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 5 | <br>松田常俊（まつだつねとし）<br>(1961年4月23日生)<br>新任 | 1986年4月　当社入社<br>2005年10月　フィルム事業本部フィルム品質保証部長<br>2009年1月　フィルム事業本部フィルム製造部長<br>2014年6月　技術開発本部技術開発企画室長<br>2015年4月　技術開発本部中央研究所長<br>2016年4月　執行役員　技術開発本部中央研究所長<br>2017年4月　執行役員　フィルム事業部長<br>2019年4月　執行役員　樹脂事業部長<br>2020年4月　上席執行役員　樹脂事業部長<br>2021年4月　上席執行役員　高分子事業本部長　グローバル推進管掌　東京駐在（現任） | 10,272株 |
| | ＜取締役候補者とした理由＞<br>松田常俊氏は、高分子事業における研究開発、製造などに長年携わり、中央研究所長、フィルム事業部長、樹脂事業部長などの要職を歴任し、当社グループの高分子事業において、幅広い経験と高い知見を有しております。<br>当社は、同氏がこれらの経験、知見を活かし、経営の監督に加え、高分子事業、グローバル推進に関する業務執行を通じ、当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 6 | <br>古川（ふるかわ）　実（みのる）<br>（1943年6月13日生）<br>再任　社外　独立 | 1966年４月　日立造船㈱入社<br>2005年４月　同社代表取締役　取締役社長<br>2010年６月　同社代表取締役　取締役会長兼社長<br>2013年４月　同社代表取締役　取締役会長兼ＣＥＯ<br>2016年４月　同社代表取締役　取締役会長<br>2016年６月　㈱池田泉州銀行社外取締役<br>2017年４月　日立造船㈱取締役相談役<br>2017年６月　㈱池田泉州ホールディングス社外取締役（現任）<br>2017年６月　㈱池田泉州銀行非業務執行取締役（現任）<br>2017年６月　当社社外取締役（現任）<br>2018年６月　ＯＫＫ㈱社外取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>㈱池田泉州ホールディングス社外取締役<br>㈱池田泉州銀行非業務執行取締役<br>ＯＫＫ㈱社外取締役 | 9,644株 |
| | ＜社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要＞<br>古川　実氏は、上場企業の代表取締役として長年優れた経営手腕を発揮され、他社の社外取締役、社外監査役としての実績もあり、また、大阪商工会議所、関西経済連合会等でも要職を歴任されるなど、幅広い経験と高い知見を有しております。<br>当社は、同氏がこれまでの経験、知見を活かし、社外取締役として引き続き当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 7 | <br>太田（おおた）　道彦（みちひこ）<br>（1952年12月8日生）<br>再任　社外　独立 | 1975年4月　丸紅㈱入社<br>2012年4月　同社代表取締役副社長執行役員<br>2013年4月　同社副社長執行役員、アセアン支配人、東アジア総代表、南西アジア支配人<br>丸紅アセアン会社社長<br>2014年6月　同社代表取締役副社長執行役員<br>2015年4月　同社副会長<br>2016年6月　ゼビオホールディングス㈱社外取締役（現任）<br>2017年6月　セゾン自動車火災保険㈱社外監査役（現任）<br>2018年3月　応用地質㈱社外取締役（現任）<br>2019年6月　当社社外取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>ゼビオホールディングス㈱社外取締役<br>セゾン自動車火災保険㈱社外監査役<br>応用地質㈱社外取締役 | 2,869株 |
| | ＜社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要＞<br>太田道彦氏は、上場企業の代表取締役などの要職を歴任され、他社の社外取締役、社外監査役としての実績もあり、国内外の様々な事業に関する高い知見及び経営に関する経験を有しております。<br>当社は、同氏がこれまでの経験、知見を活かし、社外取締役として当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 8 | <br>石川（いしかわ）路子（のりこ）<br>（1971年４月26日生）<br>（戸籍上の氏名：伊藤路子）<br>新任　社外　独立 | 2004年４月　神戸大学経済経営研究所講師<br>2005年４月　神戸大学大学院自然科学研究科ＣＯＥ研究員<br>2007年４月　近畿大学経済学部特任講師<br>2009年４月　近畿大学経済学部講師<br>2010年４月　甲南大学経済学部経済学科准教授<br>2016年４月　甲南大学経済学部経済学科教授（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>甲南大学経済学部経済学科教授 | 0株 |
| | ＜社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要＞<br>石川路子氏は、長年にわたり大学の教授等として活躍され、他にも社会貢献活動に取り組むなど、当社の経営の監督に相応しい豊富な経験と高い知見を有しております。<br>同氏は、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、当社は、同氏がこれまでの経験、知見を活かし、社外取締役として当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としました。 | | |

（注）１．各候補者が所有する当社の株式は、全て普通株式であります。
２．各候補者の所有する当社の株式の数には、ユニチカ役員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。
３．各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
４．古川　実氏、太田道彦氏及び石川路子氏は、社外取締役候補者であります。
５．本総会終結の時をもって、古川　実氏の社外取締役としての在任期間は４年、太田道彦氏の社外取締役としての在任期間は２年となります。
６．当社は、古川　実及び太田道彦の両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、石川路子氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
７．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害等を除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
８．当社は、古川　実及び太田道彦の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。また、石川路子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定し、届け出る予定であります。

## 第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役　福原哲晃氏が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|
| <br>福原（ふくはら）　哲晃（てつあき）<br>（1947年10月29日生）<br>再任　社外　独立 | 1977年４月　弁護士登録（現任）<br>1993年６月　㈱ツバキ・ナカシマ社外監査役<br>2017年６月　当社社外監査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>瑞木総合法律事務所共同代表 | 4,819株 |

＜社外監査役候補者とした理由＞

福原哲晃氏は、弁護士として企業法務に精通しているだけでなく、過去にも上場企業の社外監査役を長年務めた経験もあり、豊富な経験と高い知見を有しております。

同氏は、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、当社は、同氏がこれまでの経験、知見を活かし、社外監査役として当社の監査をはじめとするコーポレート・ガバナンス機能の一層の強化に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としました。

（注）１．候補者が所有する当社の株式は、普通株式であります。
２．候補者の所有する当社の株式の数には、ユニチカ役員持株会における候補者の持分を含んでおります。
３．候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
４．福原哲晃氏は、社外監査役候補者であります。
５．本総会終結の時をもって、福原哲晃氏の監査役としての在任期間は４年となります。
６．当社は、福原哲晃氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害等を除く。）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
８．当社は、当社及び当社子会社が製造、販売した製品の一部に測定数値の改ざん、ねつ造、選別等の品質管理上の不適切な事案が発生したことを2019年８月、11月に公表いたしました。福原哲晃氏は当社からの報告を受けるまで当該事案を把握しておりませんでしたが、日頃からコンプライアンス遵守の視点からの提言を行うなど注意喚起をしておりました。当該事案の判明後は、事実関係の把握及び原因究明とガバナンス及びコンプライアンス体制強化の徹底を強く求めるとともに、当社グループにおける再発防止のための提言を行うなど、社外監査役として必要な対応を行っております。
９．当社は、福原哲晃氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

## 第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役の法定の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたします。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|
| 小林（こばやし）　二郎（じろう）<br>（1945年６月４日生）<br>社外　独立 | 1974年４月　弁護士登録（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>小林法律事務所所長 | 200株 |

＜補欠の社外監査役候補者とした理由＞
小林二郎氏は、弁護士として長年培ってこられた豊富な法律知識を有しております。また、同氏は、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士として企業法務に精通するなど、高い知見を有しております。
当社は、同氏がこれまでの経験、知見を活かし、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断し、候補者としました。

（注）１．候補者が所有する当社の株式は、普通株式であります。
２．候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
３．小林二郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
４．小林二郎氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害等を除く。）。小林二郎氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

（添付書類）

# 事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

## １．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国内経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景気が急速に悪化し、その後は、感染拡大防止に配慮しつつ経済活動は緩やかに再開されましたが、冬期に入り感染の再拡大を受けて減速感が強まりました。世界経済も、北半球が冬期に入ると感染ペースが再加速し、ワクチン接種開始など収束に向けた期待も高まる一方で、変異株の感染拡大により防疫措置が強化されるなど、収束が見通せず景気低迷の長期化が懸念され、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の下、当社グループは、昨年5月に公表しました新中期経営計画「Ｇ－ＳＴＥＰ３０　１ｓｔ（ジーステップ・サーティ ～ファースト）」に掲げる成長ステージに向けた基盤強化を最優先とした基本方針である、強固な事業ポートフォリオの構築、グローバル化の推進、社内風土・意識改革の実現に努めてきました。

この結果、当連結会計年度の売上高は110,375百万円（前期比7.7％減）となりました。営業利益は6,018百万円（同10.1％増）となり、経常利益は5,381百万円（同70.6％増）となりました。また、2019年１月に発生した宇治事業所の火災事故の受取保険金3,676百万円を特別利益に計上したこと、連結子会社の大阪染工株式会社及び産業繊維事業の事業用資産に対して減損損失3,397百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は3,864百万円（前期は2,158百万円の損失）となりました。

なお、当連結会計年度につきましては、誠に申し訳ありませんが普通株式については無配とさせていただきますので、何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

事業セグメント別の状況は次のとおりです。

【高分子事業】

高分子事業は、宇治事業所の火災事故の復旧は順調に進みましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、自動車用途や電気電子用途などの産業分野において販売が影響を受けました。

フィルム事業では、包装分野は、外出自粛の影響により、コンビニエンスストア向け商品や土産菓子用途などは低調でしたが、巣ごもり需要による食品分野などの一時的な販売増加もあり、底堅く推移しました。また、バリアナイロンフィルム「エンブレムＨＧ」などの高付加価値品は国内外で順調に売上を伸ばしました。工業分野は、半導体分野は堅調に推移し、高付加価値品では、シリコーンフリー離型ポリエステルフィルム「ユニピール」は堅調に推移した一方で、耐熱性ポリアミドフィルム「ユニアミド」の販売は減少しました。この結果、事業全体で減収、利益は横ばいとなりました。

樹脂事業では、ナイロン樹脂は、電気電子用途や建材、生活雑貨など幅広い用途で販売が減少しました。自動車用途は、生産台数減少の影響を受けましたが、年度後半から回復しました。ポリアリレート樹脂「Ｕポリマー」は、情報端末機器用途や事務機器用途、生活用品用途に加え、海外販売も苦戦しました。機能樹脂の各素材も、消費活動や生産活動の停滞の影響を受け、販売が減少しました。この結果、事業全体で減収減益となりました。

以上の結果、高分子事業は減収減益となり、売上高は41,436百万円（前期比9.3％減）、営業利益は5,682百万円（同0.7％減）となりました。

【機能資材事業】

機能資材事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により、医療用ガウンや一部の衛生材向けの販売は伸長しましたが、自動車、建築土木など多くの用途で販売が影響を受けました。

活性炭繊維事業では、環境関連用途では、電子産業関連の好調を受け、堅調に推移しましたが、主力の浄水器用途は、住宅設備関連用に加え、業務用の販売が減少し、ＶＯＣ除去用途も低調でした。

ガラス繊維事業では、産業資材分野は、設備投資の抑制や工事物件の延期及び中止に伴い、テント、シート等の建築土木用途の販売が苦戦しました。自動車用途及び環境関連用途は、年度後半から回復しました。電子材料分野のＩＣクロスは、情報端末機器関連用途で超薄物や低熱膨張タイプなどの高付加価値品の販売が好調でした。また、パソコンやサーバー向けの半導体用途も好調でした。

ガラスビーズ事業では、工業用途は自動車を中心とする機械部品関連の需要減少の影響を受け販売が減少し、反射材用途及び道路用途も低調に推移しました。

不織布事業では、建築土木用途を中心に、産業資材用途、自動車用途、国内のスキンケア用途が低調に推移しました。一方で、生活資材用途は医療用ガウンや除菌シートなどが伸長し、好調に推移しました。

産業繊維事業では、短繊維は、建材用途や自動車用途では低調に推移する一方、生活資材用途はコロナ影響による一時的な需要増加も見られ、産業資材用途も堅調に推移しました。ポリエ

ステル高強力糸は、建築土木用途で、工事延期及び休止等の影響を受け販売が大きく減少しました。

以上の結果、機能資材事業は減収増益となり、売上高は29,628百万円（前期比8.4％減）、営業利益は792百万円（前期は４百万円の利益）となりました。

【繊維事業】

衣料繊維事業では、新型コロナウイルス感染症拡大により、医療用ガウン及び感染防護服用途の販売が大きく増加しました。一方で、主力のユニフォーム分野は、サービス・オフィス関連などを中心に需要が低迷し、レディス・スポーツ等の分野も低調となり、全般的に厳しい状況で推移しました。

以上の結果、繊維事業は減収減益となり、売上高は39,278百万円（前期比5.0％減）、営業損失は368百万円（前期は8百万円の利益）となりました。

【その他】

その他の事業につきましては、売上高は31百万円（前期比77.1％減）、営業損失は78百万円（前期は289百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は7,387百万円（前期比1,928百万円減）であり、その主なものは次のとおりであります。

① P.T.EMBLEM ASIA（エンブレムアジア）
新工場建設及びナイロンフィルム生産設備増設（継続中）
② ユニチカ㈱ 次期事業所システム構築（継続中）
③ ユニチカグラスファイバー㈱ 産資加工場移設（継続中）
④ ユニチカ㈱ コットン不織布生産設備増設
⑤ ユニチカ㈱ 高耐熱性ポリアミドフィルムの量産化

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資及び社債の発行による資金の調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2020年度を初年度とする３か年の新中期経営計画『Ｇ－ＳＴＥＰ３０　１ｓｔ』に掲げる各施策を確実に実行し、引き続き「成長」へ向けた事業基盤の整備に努めます。

フィルム事業では、包装分野は「エンブレムＨＧ」などの高付加価値品の拡販や、非食品用途での販売拡大に注力するとともに、ケミカルリサイクルによる環境配慮型素材であるナイロンフィルム「エンブレムＣＥ」及びポリエステルフィルム「エンブレットＣＥ」の拡販を進めます。工業分野は「ユニピール」などの高付加価値品の拡販を進め、耐熱性ポリアミドフィルム「ユニアミド」は、新規用途展開を進めます。さらに、ナイロンフィルムについては、生産能力の増強を進めるインドネシア子会社のP.T.EMBLEM ASIA（エンブレムアジア）を中心に、グローバル展開を推進し、高付加価値品も含めた拡販体制を整えます。樹脂事業では、エンジニアリングプラスチック製品は、世界的に供給不足が続いている６Ｔナイロン、６６ナイロンの代替素材として「ナノコンポジットナイロン」や「ゼコット」の拡販に注力するとともに、高付加価値品の販売を強化し、海外展開も進めます。また、「Ｕポリマー」は、北米や中国向けで拡販を進めます。

活性炭繊維事業は、浄水器用途は、フィルターの高性能化を進めるとともに、北米や欧州での拡販に注力します。ＶＯＣ除去用途は、更なるグローバル展開を進め、臭気対策品等のニーズに対応した製品展開も進めます。ガラス繊維事業では、産業資材分野は、環境関連用途と電気電子分野関連資材用途の販売強化に注力し、透明不燃シートは建築用途のみならず、新規用途への展開を進めます。電子材料分野のＩＣクロスは、超薄物タイプのシェア拡大に加え、低熱膨張タイプなどの高付加価値品の拡販を進めます。ガラスビーズ事業では、道路用途は路面標示用を中心に拡販を進め、工業用途では高付加価値品へのシフトにより、収益性の向上に努めます。不織布事業では、産業資材を中心に高付加価値品へのシフト、新規用途への展開や新規需要の取り込みを図るとともに、コストダウン施策を推進します。また、タイ子会社のTHAI UNITIKA SPUNBOND CO.,LTD.（タスコ）を中心に、欧米、アジアへの拡販に注力します。産業繊維事業では、短繊維は、強みのある技術を活かし、バインダー繊維を主力とした二成分素材の拡販に注力します。ポリエステル高強力糸は、建築土木用途での新商品の展開を進めます。また、中空糸膜の拡販に努めるほか、環境配慮型素材としてモノマテリアルや生分解性素材などの開発・上市を進めます。

衣料繊維事業は、使用済みPETボトルなどを使用した独自のポリエステル素材「エコフレンドリー」やバイオマス素材「キャストロン」などの環境配慮型素材の販売を拡大します。また、デジタル化対応や自然災害対応等の市場動向にマッチした新規事業の立ち上げを推進するとともに、他社とのアライアンス戦略による事業強化に努め、収益力を高めます。

研究開発については、当社グループが保有する高分子重合、材料設計、高分子加工などのコア技術を発展・深化させるとともに、独自の構造制御技術などを強化し、次世代フィルム、高機能樹脂、高機能不織布など成長を牽引する製品開発を加速します。特に中空糸膜については“環境貢献型の素材”として様々な分野で事業拡大を推進します。

社内風土・意識改革については、品質保証を含めたコンプライアンスや規範意識の理解浸透に徹底して取り組みます。

財務体質の健全化については、在庫削減等の運転資金の効率化に努め、今後も着実に、自己資本の蓄積、有利子負債の削減を進めます。

また、長期ビジョン、新中期経営計画双方での当社の基本姿勢である“環境との共生”については、事業活動における環境負荷低減に努めることに加えて、SDGsへの全社的な取り組みを推進するとともに、地球環境及び社会ニーズに応える環境配慮型素材の開発や環境対応ビジネスの強化を推進し、サステナブル社会の実現に積極的に貢献していきます。さらに、企業の持続的成長には、人材の確保、育成・強化が欠かせないとの考えから、多様な人材を惹きつける柔軟な働き方や働きがいのある職場づくりなどの取り組みをより一層進めていきます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を軽減することを課題とし、グループ従業員の安全、安心に十二分に配慮して業務を実施し、社会で必要とされる当社の製品やサービスを安定的に供給していきます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区分＼期別 | 第208期 (2017年度) | 第209期 (2018年度) | 第210期 (2019年度) | 第211期 (2020年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 百万円 128,388 | 百万円 129,098 | 百万円 119,537 | 百万円 110,375 |
| 経常利益 | 百万円 9,972 | 百万円 7,093 | 百万円 3,153 | 百万円 5,381 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(△は損失) | 百万円 8,081 | 百万円 5,232 | 百万円 △2,158 | 百万円 3,864 |
| 1株当たり当期純利益(△は損失) | 133.25円 | 85.17円 | △43.01円 | 61.44円 |
| 総資産 | 百万円 201,447 | 百万円 199,093 | 百万円 193,726 | 百万円 190,403 |
| 純資産 | 百万円 40,729 | 百万円 41,352 | 百万円 38,933 | 百万円 41,192 |
| 1株当たり純資産 | 160.75円 | 229.85円 | 188.37円 | 257.67円 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

① 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 日本エステル㈱ | 百万円 4,000 | % 85.0 | ポリエステル繊維・樹脂の製造及び販売 |
| ユニチカトレーディング㈱ | 百万円 2,500 | 100.0 | 繊維製品等の販売及び輸出入 |
| THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.（タスコ） | 百万BAT 631 | 88.6 | ポリエステル長繊維不織布の製造及び販売 |
| P.T.EMBLEM ASIA（エンブレムアジア） | 千US$ 41,190 | 86.5 | ナイロンフィルムの製造及び販売 |
| ユニチカテキスタイル㈱ | 百万円 50 | 100.0 | 綿、化合繊維製品の製造及び販売 |

(注) 当社は、2021年3月30日付で、日本エステル㈱の株式を追加取得しております。

② 企業集団の状況

連結子会社は、上記①に記載の５社を含め28社、持分法適用会社は３社であります。

(7) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループの事業の主なものは、次のとおりであります。

① 高分子事業

ナイロンフィルム、ポリエステルフィルム、ナイロン樹脂、ポリエステル樹脂、ポリアリレート樹脂

② 機能資材事業

ガラス繊維、ガラスビーズ、活性炭繊維、ポリエステル不織布、コットン不織布、生分解性材料、ポリエステル繊維

③ 繊維事業

糸、綿、織編物等、二次製品

(8) 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

① 当社

| 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|---|
| 大阪本社 | 大阪市中央区 | 岡崎事業所 | 愛知県岡崎市 |
| 東京本社 | 東京都中央区 | 垂井事業所 | 岐阜県垂井町 |
| 中央研究所 | 京都府宇治市 | 坂越事業所 | 兵庫県赤穂市 |
| 宇治事業所 | 京都府宇治市 | | |

② 子会社

| 会社名 | 所在地 |
|---|---|
| 日本エステル㈱ | 愛知県岡崎市 |
| ユニチカトレーディング㈱ | 大阪市中央区 |
| THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.（タスコ） | タイ王国パトゥムタニ県 |
| P.T.EMBLEM ASIA（エンブレムアジア） | インドネシア共和国西ジャワ州 |
| ユニチカテキスタイル㈱ | 岡山県総社市 |

(9) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

| 従業員数 | 前年度末比増減 |
|---|---|
| 3,007名 | 431名減 |

（注）従業員数には嘱託、臨時工等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2021年３月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| | 百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 26,139 |
| 株式会社みずほ銀行 | 21,832 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 9,816 |
| 株式会社あおぞら銀行 | 9,048 |
| 農林中央金庫 | 8,571 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 当社が、愛知県豊橋市（以下「豊橋市」）から1951年に譲り受けた工場用地を第三者に売却したことは、用地を譲り受けた際の契約に違反するとして、豊橋市住民が豊橋市長に対し、当社に対して損害賠償金の支払等を請求するよう求めていた訴訟（当社は補助参加人として参加）について、最高裁判所の決定により、名古屋高等裁判所の判決が確定しました。当判決に従い、26億９百万円の損害賠償金及び遅延損害金を支払いました。

② 当社は、2020年７月１日付で、当社連結子会社の㈱コソフの全株式を、㈱コソフ及び同社代表取締役社長に譲渡しました。

③ 当社は、高分子や機能資材など機能素材の欧州市場への販売強化を目的に、ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ市に、2021年１月６日付で100％出資子会社、UNITIKA EUROPE GmbH（ユニチカヨーロッパ）を設立しました。

## 2．会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 178,600,000株 |
| Ａ種種類株式 | 21,740株 |
| Ｂ種種類株式 | 5,759株 |

(2) 発行済株式の総数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 57,752,343株 |
| Ａ種種類株式 | 21,740株 |
| Ｂ種種類株式 | 2,559株 |

(3) 株主数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 38,360名 |
| Ａ種種類株式 | 1名 |
| Ｂ種種類株式 | 2名 |

(4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 普通株式 5,505千株 | 9.54% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 普通株式 2,569 | 4.45 |
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 | 普通株式 2,334<br>Ａ種種類株式 21 | 4.08 |
| ユニチカ従業員持株会 | 普通株式 1,322 | 2.29 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口５） | 普通株式 873 | 1.51 |
| Ｊ．Ｐ．Ｍｏｒｇａｎ Ｓｅｃｕｒｉｔｉｅｓ ｐｌｃ | 普通株式 803 | 1.39 |
| 大同生命保険株式会社 | 普通株式 800 | 1.38 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口６） | 普通株式 779 | 1.35 |
| ＪＰ ＭＯＲＧＡＮ ＣＨＡＳＥ ＢＡＮＫ ３８５７８１ | 普通株式 708 | 1.22 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口１） | 普通株式 701 | 1.21 |

（注）１．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は自己株式（95,236株）を控除して計算しております。
３．上記Ａ種種類株式（株式会社三菱ＵＦＪ銀行21,740株）のほかＢ種種類株式（株式会社みずほ銀行3,635株、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社2,124株）を2014年７月31日に発行しております。
４．Ｂ種種類株式の一部3,200株（株式会社みずほ銀行所有分のうち2,020株、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社所有分のうち1,180株）については、2019年２月28日に取得及び消却しております。
５．Ａ種種類株式及びＢ種種類株式は、優先株式であり、議決権がありません。

## ３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．会社役員に関する事項（2021年３月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長 | 注連　浩行 | |
| 代表取締役社長執行役員 | 上埜　修司 | 監査室担当 |
| 取締役常務執行役員 | 榎田　晃 | 高分子事業本部長　グローバル推進管掌　東京駐在 |
| 取締役常務執行役員 | 鷲見　英二 | 管理本部長 |
| 取締役 | 古川　実 | （重要な兼職の状況）<br>株式会社池田泉州ホールディングス社外取締役<br>株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役<br>ＯＫＫ株式会社社外取締役 |
| 取締役 | 太田　道彦 | （重要な兼職の状況）<br>ゼビオホールディングス株式会社社外取締役<br>セゾン自動車火災保険株式会社社外監査役<br>応用地質株式会社社外取締役 |
| 常勤監査役 | 森川　光洋 | |
| 常勤監査役 | 岡　和貴 | |
| 監査役 | 福原　哲晃 | （重要な兼職の状況）<br>瑞木総合法律事務所共同代表 |
| 監査役 | 丸山　澄高 | （重要な兼職の状況）<br>丸山澄高税理士事務所所長<br>日本新薬株式会社社外監査役 |

（注）１．取締役　古川　実及び太田道彦の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役　福原哲晃及び丸山澄高の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

２．取締役　安岡正晃氏は任期満了により、2020年６月26日開催の第210回定時株主総会終結の時をもって退任しました。

３．取締役　鷲見英二氏は、2020年６月26日開催の第210回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。

４．監査役　丸山澄高氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．当社は、取締役　古川　実及び太田道彦の両氏と監査役　福原哲晃及び丸山澄高の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等の職務執行に対する適切なリスクテイクを支えるため、保険会社との間で、当社及び国内・海外子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な管理職従業員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害が補填されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4)取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、任意の諮問機関として報酬委員会を設置しています。同委員会は、３名以内の独立役員及び社長を含む２名以内の代表取締役で構成し、原則として、独立役員の員数が過半を占めるものとし、委員長は、独立社外取締役の委員の中から選定するものとしています。同委員会は、取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役の報酬等の内容について審議し、取締役会への上程内容を決定しております。

当社は、同委員会による審議及び提案に基づき、2021年２月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

ア）取締役（社外取締役を除く。）の報酬等

持続的な企業価値の向上を図る対価として、また短期的には業績との連動により適切なインセンティブとして機能するよう、月額報酬（定額）と業績連動報酬（変動）で構成する。

（ⅰ）月額報酬

取締役会の決議に基づく役員・執行役員報酬規程により各役位別に報酬額を決定し、毎月規定の日に定額を支給する金銭報酬とする。

（ⅱ）業績連動報酬

中期経営計画の達成を強く動機づけ、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的とし、業績指標を反映した金銭報酬とし、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で決定し、賞与として、評価対象となる事業年度の翌年度の一定の時期に支給する。

報酬額の算定については、業績連動報酬に関する内規に則り、各事業年度の目標値に対する達成率に応じて算出する。算定された達成率が規定値以下の場合、又はいずれかの利益項目（営業利益、当期純利益）が赤字の場合は、業績連動報酬は支給されない。目標となる業績指標は、売上高、営業利益、当期純利益であり、当事業年度における実績は、１.（５）財産及び損益の状況の推移に記載のとおり。

（ⅲ）個人別の報酬等の額の割合

個人別の報酬ごとの割合は、業績連動報酬額の決定に伴い、自動的に決定される。なお、取締役が業績指標を100％達成した場合、業績連動報酬額の割合は月額報酬額のおよそ１割程度となる。

イ）社外取締役の報酬等

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み月額報酬（定額）のみで構成する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区　　分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | 対象となる役員の員数 |
|---|---|---|---|---|
| | | 月額報酬 | 業績連動報酬 | |
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 155百万円<br>（17百万円） | 145百万円<br>（17百万円） | 9百万円<br>（―） | 7名<br>（2名） |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 49百万円<br>（13百万円） | 49百万円<br>（13百万円） | ―<br>（―） | 4名<br>（2名） |
| 合計<br>（うち社外役員） | 204百万円<br>（30百万円） | 194百万円<br>（30百万円） | 9百万円<br>（―） | 11名<br>（4名） |

（注）1．上記には、2020年６月26日開催の第210回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
2．取締役の金銭報酬の額は、1990年６月28日開催の第180回定時株主総会において、月額40百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会の決議時点の取締役の員数は23名であります。
3．監査役の金銭報酬の額は、1990年６月28日開催の第180回定時株主総会において、月額６百万円以内と決議しております。当該株主総会の決議時点の監査役の員数は３名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

・取締役　古川　実氏は、株式会社池田泉州ホールディングスの社外取締役、株式会社池田泉州銀行の非業務執行取締役及びＯＫＫ株式会社の社外取締役であります。なお、当社は、株式会社池田泉州ホールディングス及びＯＫＫ株式会社との間には特別の関係はありません。また、当社は、株式会社池田泉州銀行から借入金があり、その額は連結有利子負債のおよそ1.3％と僅少であります。

・取締役　太田道彦氏は、ゼビオホールディングス株式会社の社外取締役、セゾン自動車火災保険株式会社の社外監査役、応用地質株式会社の社外取締役であります。なお、当社は、ゼビオホールディングス株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社及び応用地質株式会社との間には特別の関係はありません。

・監査役　福原哲晃氏は、瑞木総合法律事務所の共同代表であります。なお、当社は、瑞木総合法律事務所との間には特別の関係はありません。

・監査役　丸山澄高氏は、丸山澄高税理士事務所の所長及び日本新薬株式会社の社外監査役であります。なお、当社は、丸山澄高税理士事務所及び日本新薬株式会社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア）取締役会及び監査役会への出席状況

| 地位 | 氏名 | 取締役会 | | 監査役会 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 出席状況 | 出席率（%） | 出席状況 | 出席率（%） |
| 取締役 | 古川　実 | 17回／17回 | 100 | — | — |
| 取締役 | 太田道彦 | 17回／17回 | 100 | — | — |
| 監査役 | 福原哲晃 | 17回／17回 | 100 | 13回／13回 | 100 |
| 監査役 | 丸山澄高 | 17回／17回 | 100 | 13回／13回 | 100 |

イ）取締役会及び監査役会における発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

・取締役　古川　実氏は、上場企業の代表取締役として、長年優れた経営手腕を発揮されるなど、経営に関する豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりました。取締役会及び任意の指名委員会・報酬委員会において当該視点から適宜発言していただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。

・取締役　太田道彦氏は、上場企業の代表取締役などの要職を歴任し、国内外の素材開発を始め様々な事業に関する豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりました。取締役会及び任意の指名委員会・報酬委員会において当該視点から適宜発言していただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。

・監査役　福原哲晃氏は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、弁護士としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。

・監査役　丸山澄高氏は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、税理士としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。

## 5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区　　分 | 支　払　額 |
|---|---|
| 当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 83百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 121百万円 |

（注）1．当社子会社のうち、日本エステル㈱及びユニチカトレーディング㈱につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4．当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法第340条第１項各号に定められている解任事由に該当した場合、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、その他当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

（注）1．本事業報告中の百万円単位及び千株単位の数字は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **流動資産** | **81,088** | **流動負債** | **31,346** |
| 現金及び預金 | 23,370 | 支払手形及び買掛金 | 13,606 |
| 受取手形及び売掛金 | 29,182 | 短期借入金 | 2,130 |
| たな卸資産 | 26,033 | １年内返済予定の長期借入金 | 2,664 |
| その他 | 2,595 | リース債務 | 153 |
| 貸倒引当金 | △91 | 未払法人税等 | 923 |
| **固定資産** | **109,314** | 賞与引当金 | 1,770 |
| **有形固定資産** | **103,010** | 製品改修引当金 | 40 |
| 建物及び構築物 | 10,492 | その他 | 10,056 |
| 機械装置及び運搬具 | 20,108 | **固定負債** | **117,864** |
| 工具、器具及び備品 | 1,009 | 長期借入金 | 92,002 |
| 土地 | 62,647 | リース債務 | 224 |
| リース資産 | 146 | 繰延税金負債 | 7,884 |
| 建設仮勘定 | 8,607 | 再評価に係る繰延税金負債 | 3,169 |
| **無形固定資産** | **1,991** | 退職給付に係る負債 | 14,324 |
| その他 | 1,991 | その他 | 258 |
| **投資その他の資産** | **4,312** | **負債合計** | **149,211** |
| 投資有価証券 | 2,498 | （純資産の部） | |
| 出資金 | 7 | **株主資本** | **38,865** |
| 長期貸付金 | 271 | 資本金 | 100 |
| 退職給付に係る資産 | 27 | 資本剰余金 | 13,126 |
| 繰延税金資産 | 219 | 利益剰余金 | 25,695 |
| その他 | 1,353 | 自己株式 | △57 |
| 貸倒引当金 | △65 | **その他の包括利益累計額** | **611** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 480 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 16 |
| | | 土地再評価差額金 | 6,313 |
| | | 為替換算調整勘定 | △4,374 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △1,823 |
| | | **非支配株主持分** | **1,715** |
| | | **純資産合計** | **41,192** |
| **資産合計** | **190,403** | **負債純資産合計** | **190,403** |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **110,375** |
| 売上原価 | | 83,220 |
| **売上総利益** | | **27,154** |
| 販売費及び一般管理費 | | 21,136 |
| **営業利益** | | **6,018** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 36 | |
| 受取配当金 | 76 | |
| 為替差益 | 139 | |
| 受取賃貸料 | 81 | |
| 助成金収入 | 357 | |
| その他 | 294 | 985 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,167 | |
| 持分法による投資損失 | 0 | |
| その他 | 453 | 1,622 |
| **経常利益** | | **5,381** |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 198 | |
| 投資有価証券売却益 | 734 | |
| 受取保険金 | 3,676 | 4,610 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 386 | |
| 減損損失 | 3,397 | |
| 固定資産処分損 | 817 | |
| 固定資産圧縮損 | 199 | |
| 事業構造改善費用 | 383 | |
| 訴訟損失 | 70 | |
| その他 | 66 | 5,321 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **4,669** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,212 | |
| 法人税等調整額 | △411 | 800 |
| **当期純利益** | | **3,869** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 5 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **3,864** |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| （資産の部） | |
| **流動資産** | **62,911** |
| 現金及び預金 | 15,065 |
| 受取手形 | 1,317 |
| 電子記録債権 | 1,453 |
| 売掛金 | 17,343 |
| 商品及び製品 | 11,961 |
| 仕掛品 | 1,611 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,087 |
| 前渡金 | 178 |
| 前払費用 | 499 |
| 関係会社短期貸付金 | 9,397 |
| 営業外受取手形 | 1,966 |
| 短期債権 | 1,015 |
| その他 | 24 |
| 貸倒引当金 | △10 |
| **固定資産** | **111,440** |
| **有形固定資産** | **72,157** |
| 建物 | 5,301 |
| 構築物 | 1,307 |
| 機械及び装置 | 9,193 |
| 車両及び運搬具 | 32 |
| 工具、器具及び備品 | 727 |
| 土地 | 53,687 |
| リース資産 | 58 |
| 建設仮勘定 | 1,849 |
| **無形固定資産** | **1,825** |
| ソフトウェア | 1,817 |
| その他 | 8 |
| **投資その他の資産** | **37,456** |
| 投資有価証券 | 1,964 |
| 関係会社株式 | 21,040 |
| 出資金 | 3 |
| 関係会社出資金 | 2,031 |
| 関係会社長期貸付金 | 24,288 |
| 破産更生債権等 | 6 |
| 長期前払費用 | 589 |
| 長期差入保証金 | 272 |
| その他 | 53 |
| 貸倒引当金 | △12,790 |
| 投資損失引当金 | △4 |
| **資産合計** | **174,351** |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| （負債の部） | |
| **流動負債** | **23,688** |
| 支払手形 | 570 |
| 買掛金 | 8,506 |
| 短期借入金 | 500 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 2,500 |
| リース債務 | 56 |
| 未払金 | 1,343 |
| 未払費用 | 990 |
| 未払法人税等 | 732 |
| 前受金 | 100 |
| 預り金 | 2,605 |
| 従業員預り金 | 2,939 |
| 賞与引当金 | 1,058 |
| 役員賞与引当金 | 9 |
| その他 | 1,775 |
| **固定負債** | **110,574** |
| 長期借入金 | 86,978 |
| リース債務 | 207 |
| 繰延税金負債 | 9,253 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 2,299 |
| 長期預り保証金 | 15 |
| 退職給付引当金 | 11,587 |
| 資産除去債務 | 77 |
| その他 | 155 |
| **負債合計** | **134,262** |
| （純資産の部） | |
| **株主資本** | **34,955** |
| 資本金 | 100 |
| 資本剰余金 | 13,276 |
| 資本準備金 | 25 |
| その他資本剰余金 | 13,251 |
| 利益剰余金 | 21,633 |
| その他利益剰余金 | 21,633 |
| 繰越利益剰余金 | 21,633 |
| 自己株式 | △55 |
| **評価・換算差額等** | **5,133** |
| その他有価証券評価差額金 | 480 |
| 繰延ヘッジ損益 | 17 |
| 土地再評価差額金 | 4,635 |
| **純資産合計** | **40,088** |
| **負債純資産合計** | **174,351** |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **69,978** |
| 売上原価 | | 50,529 |
| **売上総利益** | | **19,449** |
| 販売費及び一般管理費 | | 13,944 |
| **営業利益** | | **5,504** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 412 | |
| 受取配当金 | 75 | |
| 為替差益 | 378 | |
| 受取賃貸料 | 106 | |
| その他 | 365 | 1,338 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,114 | |
| 賃貸施設維持費 | 42 | |
| その他 | 497 | 1,653 |
| **経常利益** | | **5,189** |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 21 | |
| 投資有価証券売却益 | 734 | |
| 関係会社株式売却益 | 87 | |
| 投資損失引当金戻入額 | 21 | |
| 受取保険金 | 3,676 | 4,540 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 386 | |
| 減損損失 | 829 | |
| 固定資産処分損 | 708 | |
| 固定資産圧縮損 | 199 | |
| 投資有価証券売却損 | 39 | |
| 投資有価証券評価損 | 24 | |
| 関係会社株式評価損 | 1,543 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,800 | |
| 訴訟損失 | 70 | 5,600 |
| **税引前当期純利益** | | **4,129** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 882 | |
| 法人税等調整額 | △19 | 863 |
| **当期純利益** | | **3,265** |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

ユニチカ株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊東昌一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安田秀樹　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニチカ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニチカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

ユニチカ株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊 東 昌 一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安 田 秀 樹　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニチカ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第211期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書　謄本

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第211期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお新型コロナウイルス感染症対策として一部監査等にweb会議システムを利用するなどして行い当初の監査計画をほぼ実行致しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社往査による事業状況等の聴取、及び一部子会社の非常勤監査役を兼務している子会社では取締役会等の重要会議への出席を致しました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。なお一連の品質不適切事案に関しまして当社グループを挙げてコンプライアンス体制強化の諸施策を推進しており、その再発防止策の具体的な実行状況も確認しております。今後ともコンプライアンス体制の強化及び企業倫理の徹底が図られるよう継続的に注視してまいります。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月12日

ユニチカ株式会社　監査役会

監査役（常勤）　森川光洋　㊞

監査役（常勤）　岡　和貴　㊞

監査役　福原哲晃　㊞

監査役　丸山澄高　㊞

（注）監査役　福原　哲晃及び監査役　丸山　澄高は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

〈メモ欄〉

# 株主総会会場　ご案内略図

会場

大阪市中央区備後町二丁目５番８号

**日本綿業倶楽部（綿業会館）新館７階大会議室**




交通

- 地下鉄御堂筋線「本町」駅…… ③号出口 徒歩約５分
- 地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅…… ⑰号出口 徒歩約５分

**※会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承願います。**

**※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。**


FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022337

VEGETABLE OIL INK

UD FONT